

〔事案 25-78〕 告知義務違反解除取消請求

・平成 26 年 1 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

医師から病名を告げられていなかったことを理由に、告知義務違反による契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 3 月、「脳動脈奇形による脳内出血」で入院したため、平成 24 年 4 月に契約した保険について、入院・手術給付金を請求したが、「広汎性発達障害の疑い」で通院していた事実を告知していなかったとして告知義務違反で解除となった（給付金は、因果関係がないことから支払）。しかしながら、以下の理由により契約解除を取り消してほしい。

- (1) 発達障害は病気ではないため、告知事項には該当せず、告知義務違反ではない。
- (2) 仮に告知事項に該当するとしても、告知書記載時に医師から病名を告げられておらず、広汎性発達障害という病名であることは知らなかったのであるから、告知は不可能であり、告知義務違反ではない。
- (3) また、(1) 記載のとおり病気とは思っておらず、保険会社は発達障害も病気であるとの説明をしていなかったため、自分の不告知は故意または重大な過失にもとづくものではなく、契約解除の要件を満たしていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 被保険者は、平成 22 年 9 月から平成 24 年 11 月までの間、広汎性発達障害の疑いで小児科医院に通院し、医師の診察・検査を受けていた。よって、本契約の締結に際し、申立人が被保険者に同通院歴があることを当社に告知しなかったことは、告知義務違反に該当する。
- (2) 申立人は、平成 22 年 10 月ころ、小児科医院の医師より被保険者に広汎性発達障害の疑いがある旨を告げられているため、本契約の締結時にはそのことを認識していた。よって、本契約の締結に際し、被保険者に同通院歴があることを当社に告知しなかったことについて、申立人には故意または重大な過失が認められる。

以上のとおり、本契約の締結に際し、申立人に告知義務違反があったことから、当社は本契約を解除したので、本契約の解除は有効である。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 告知義務とは、多数の人が保険料を出し合って相互に保障しあう保険制度の公平性を保つため、契約者および被保険者が、被保険者の健康状態等について事実をありのままに告げる義務のことをいい、告知義務に違反した場合は、保険会社は契約を解除することができる。

本契約については、約款において「保険契約者又は被保険者が、保険会社が告知を求めた事項について、故意又は重大な過失により事実を告げなかったか又は事実でないことを

告げた場合には、保険会社は、将来に向かって保険契約又は付加している特約だけを解除することができます」、と規定されている。

2. 保険会社が「告知を求めた事項」とは、『過去5年以内に病気やけがで、7日以上の期間にわたり、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか』という、病気やけがによる7日以上の医師の診察等の有無である。
3. 「病気」の定義・分類を一義的に決することはできないが、告知をする者は一般契約者であるから、「病気」も一般人の判断を基準とすることが相当である。一般人が認識する「病気」とは、「医師等の診察や検査、あるいは治療等を受けることが相当であると通常判断される心身の状態」を意味すると思われ、これは必ずしも病名が明らかであることは必要ではない。
4. 本件の被保険者は、広汎性発達障害の状態（病名が確定しているか否かは問わない）で、医師の診察や検査を受けることが相当であると一般には判断される状態であり、申立人も同様に判断したと思われるため、被保険者の状態は病気であるとして、その診療・検査等の事実は告知の対象となる。したがって、平成22年9月から平成24年11月までの間、小児科を受診し、医師の診療・検査・カウンセリング（これも医療行為である）を受けているにもかかわらず、この告知を怠っていることから告知義務違反に該当すると判断され、このような状況において、通院の事実は申立人において明白に認識できる事実であることから、これを保険会社に告げないことは、重大な過失があるといえる。
5. また、医師の診断を受け「病気」に該当する可能性があるとして十分に判断できるような事実関係においては、保険会社は個別的な病名をあげて該当するか否かを説明するまでの義務はないことから、契約時に具体的に病気とは何かの説明がなかったことにより、保険会社の解除権が否定されるものではない。